

令和4年度 第5回徳島県社会教育委員会議

日時：令和4年12月13（火）

午後2時から

場所：県庁10階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 徳島県教育委員会あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 「令和4年度 地域教育支援活動奨励賞」最終選考について
 - (2) 今期「徳島県社会教育委員会議提言の素案」について
 - (3) 今後のスケジュールについて
 - (4) その他
- 4 閉 会

配付資料一覧

- (1) 会議資料（本冊子）
- (2) 事務局説明資料（別添資料1）
- (3) 地域教育支援活動奨励賞（別冊）
- (4) 社教情報第87号
- (5) 社教連会報No. 91

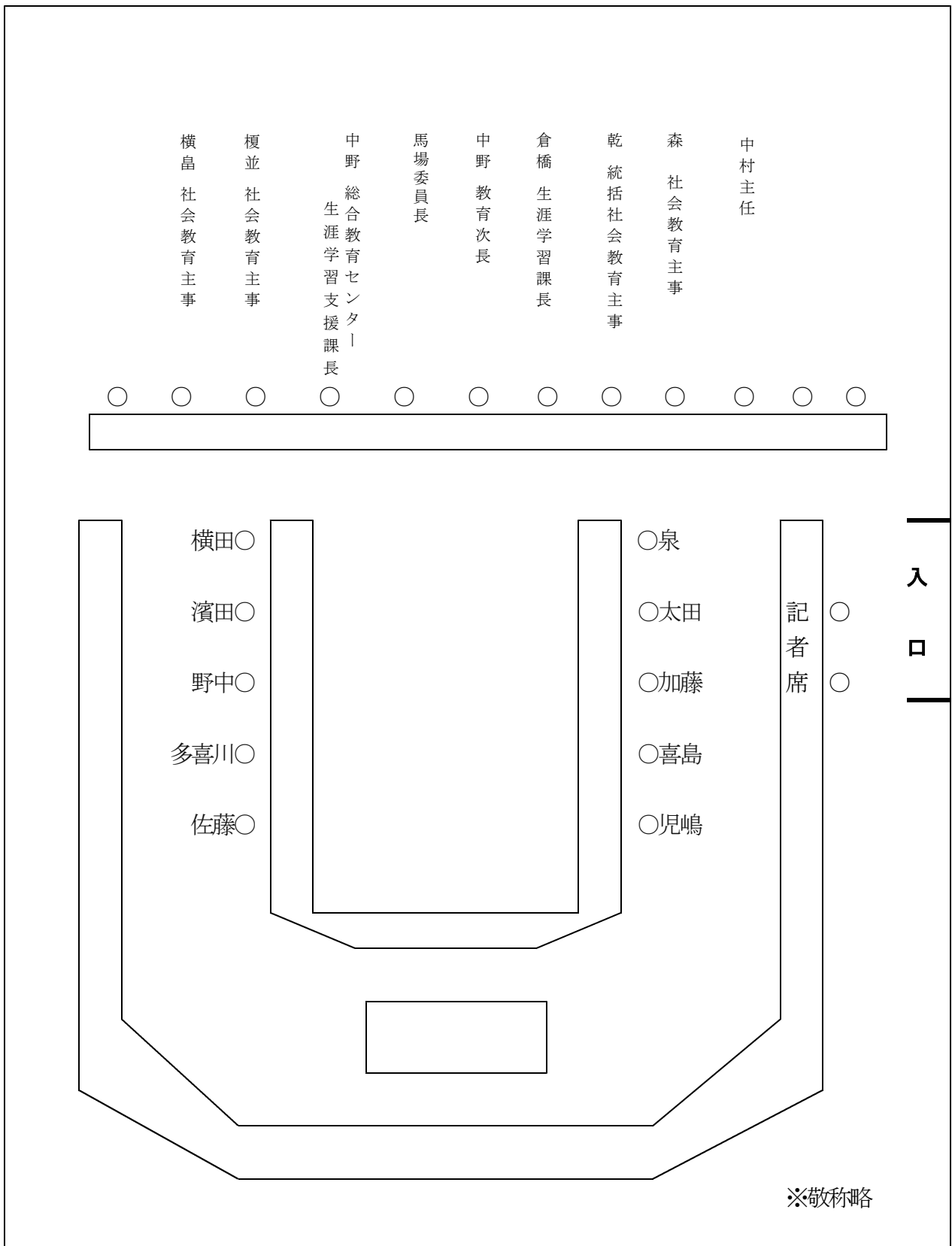
目 次

目次	-----	1
配席図	-----	2
徳島県社会教育委員名簿	-----	3
今後のスケジュール	-----	4
社会教育法	-----	5
徳島県社会教育委員設置条例	-----	6

※説明資料は別冊

第5回 徳島県社会教育委員会議 配席図

(県庁10階大会議室)



徳島県社会教育委員名簿

任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日

* 番号は50音順、敬称略

番号	氏名	所属
1	安芸 隼	徳島県国公立幼稚園・こども園PTA連合会会長
2	泉 理加	NPO法人チルドリン徳島代表
3	太田 恵理子	児童発達支援事業所 おやこ支援室ゆずりは代表
4	加藤 篤	NHK徳島放送局放送部長
5	喜島 寧子	徳島県婦人団体連合会副会長
6	児嶋 輝美	徳島文理大学短期大学部教授
7	阪根 健二	鳴門教育大学大学院特命教授
8	佐藤 晃子	株式会社ポチッとつながるPOTZ代表（公募委員）
9	多喜川 広伸	阿南市立羽ノ浦小学校長
10	内藤 佐和子	徳島活性化委員会代表（徳島市長）
11	中坂 玲菜	徳島文理大学学生（公募委員）
12	野中 進	阿波市吉野中央公民館指導員
13	馬場 祐次朗	全国視聴覚教育連盟会長
14	濱田 雅子	美馬市立穴吹中学校長
15	横田 恵理子	徳島県立鳴門高等学校長

今後のスケジュールについて

日 時	内 容
12月13日（火）	第5回会議 [議 題] ①地域教育支援活動奨励賞の最終選考 [協 議] ①今期社会教育委員会議提言素案について ②その他
2月中旬	第6回会議 [報告] ①令和4年度事業報告について [協 議] ①今期社会教育委員会議提言案について ②その他

社会教育委員会議-現地研修候補（案）について

<p>■ 「神山まるごと高専」誘致による地域づくりについて 講師：大南 伸也氏</p>
<p>■ 「鮎喰川コモン」子育て支援・子どもの居場所づくりについて 講師：調整中</p>
<p>■ 「NPO法人牟岐キャリアサポート」「学び」をキーワードに地域課題解決 講師：大西 浩正氏</p>
<p>■ 松茂町「STEAM教育」×「マツシゲート」学校・地域連携 講師：丹羽 敦子教育長</p>

社会教育法（抄）

昭和24年6月10日法律第207号

平成28年5月20日法律第 47号

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

徳島県社会教育委員設置条例

平成25年12月19日
徳島県条例第61号

(設置)

第1条 社会教育法第15条第1項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、徳島県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委員の委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第3条 委員の定数は、15人とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。